

2014年1月31日 No.2

# 手話言語法ニュース

## 意見書提出に関する各地の動き

### パーフェクト（全会一致）で採択！（秋田）

手話言語法推進秋田市地域本部を立上げ、「手話でGO！」のパンフをすべての秋田市議会議員（39名）に配布すべく、訪問計画を立て、約9割の議員を直接訪問しました。直接訪問することで手話でのコミュニケーションについて議員の方に関心を持ってもらえました。

運動期間中に成立した鳥取県や石狩市の「手話言語条例」は大きな自信と励みになりました。

「せめて秋田市の陳情採択はパーフェクトで」をモットーに頑張った結果、全議員の賛成で採択され、傍聴した参加者全員で喜び合いました。

顔見知りになった議員は採択終了後に「ありがとう」「お疲れ様」など手話でお礼を表現してくれ、事務方として同席していた秋田市障がい福祉課長からも「よかったな」と運動へのねぎらいの言葉をもらいました。

この手話言語法推進秋田市地域本部には、昨春、協会の役員に選ばれたばかりの青年部のメンバーを入れました。

最初は何も分からなかった彼ら（彼女ら）が、先輩役員と議員訪問に同行することで、「手話」に対する自分の考えを持てるようになりました。「自分たちからお願いした運動だから」と、最初から最後まで運動を見届けることで運動の大事さを学ぶことができました。

### 顧問に相談して（熊本）

20 数年前から県議と市議を熊本協会の顧問にしており、その顧問に相談して熊本県はろうあ協会の名前で請願。顧問の県議と紹介議員が提案し採択。熊本市の場合は顧問の議員名で提案、他に10人の市議を集めて請願し採択することができました。

### 都道府県議会では、全国トップ（富山）

「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」を富山県議会議員の五十嵐 務先生（自民党）に紹介議員になって頂き、11月21日に、県議会へ提出しました。

11月県議会は11月27日に始まり、12月13日に閉会しましたが、最終日の13日に、都道府県議会では全国のトップをきって手話言語法制定の意見書が採択されました。



請願書の要旨は①手話が日本語と対等な言語であることを広く国民に示す。②日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、自由に手話を使える社会環境の整備。③手話を言語として普及・研究できる環境の整備。以上の内容を盛り込んだ手話言語法（仮称）を制定すること。

当日は石倉理事長をはじめ6名が県議会の手話通訳派遣制度を利用して傍聴しました。次は2014年3月の各市町村議会に請願の採択をめざして取り組みます

事務局・一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445

手話言語法推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二

条例グループ：責任者 小中栄一・田門浩・川根紀夫

意見書採択請願運動グループ：責任者 長谷川芳弘・中橋道紀・渡辺正夫

教材作りグループ：責任者 西滝憲彦・大杉豊・原田洋行



富山議会傍聴の様子

### 石川県全市町村の100%採択へ猛進中！

現在、石川県では全市町村の意見書採択に向け、雪の中を全力で取り組んでいます。今年度中には県内全市町村が意見書採択の見込みです。

### 条例の動き

#### ワークチーム発足（三重県松阪市）

三重県松阪市では条例制定に向けワークチームが発足しました。1月中に条例の文案をかため2月にはパブリックコメントを募集し今年の4月1日施行をめざしているそうです。

条例を知ってもらい親しんでもらうため、1月末に条例の名称を市民に街頭アンケートを行いました。NHKのHPでもその様子を見ることができます。

## 北海道より当本部に檄が！

手話言語法推進運動本部のみなさん、日頃の活動ご苦労さまです。心から連帯の挨拶と強い要請を送ります。

「手話言語法制定」意見書提出の運動については、残念ながら各地で展開されているもの全国的な運動になっていません。しかし、超党派で構成されている障害者権利条約推進議員連盟のご理解と働きかけによって議員立法によって実現できる可能性が大きくなっています。

しかし、わが国の仕組みのなかには「霞ヶ関の論理」があり、仮に議員立法によって制度化が勝ち取られても、ろう者の願いにこたえる内容を伴った手話言語法が実現される保障はありません。そのためにこそ各省宛の「意見書」提出の大きな波を全国的に起こすことが必要です。

「手話は音声言語である日本語と異なる言語である」この領域に達するまでの道のりは、一般財団法人全日本ろうあ連盟に加盟する47都道府県の会員、手話研修センター、手話研究所、通研、サークル、それと関わってきた多くの方々との絆のうえでなりたつたものです。

このなかには、志半ばで逝ってしまった方々やむをえず運動の輪から離れた方々もおられます。しかし、時代は移り変わっても駅伝のようにタスキを受け継ぎながら法律を自らの運動で制定するところまでできています。

ひるがえって現在の意見書提出は33自治体にとどまっています。9月まで時間的な余裕はありません。国民各層への署名運動やパンフ普及運動と違うところは、議会は、日常的に開かれ採決しているわけではありません。3月の議会に採決されるためには、遅くとも2月上旬の議会運営委員会への提出という手続きが必要です。この時期を逃すと次は、5月～6月になります。桜が最終的に散るのは、北海道根室市が6月上旬ですから、桜前線が南から北上するこの時期が勝負です。

差別法規撤廃運動では、1,008自治体で意見書が可決されています。運動の中身は違いますが、絶えず時代の節目に新たな戦略・戦術を提起し、その都度不可能を可能ならしめてきた先人たちの運動に謙虚に学ぶならば、残された期間に底力を発揮して昨年発生した「日本海」の波（鳥取県・石川県・石狩市）から日本全土を

おおう大きな波をつくるのが可能です。権利条約の批准、じわじわと広がる手話言語条例の動きにただ見守るのではなく、全国の仲間が力を合わせ、全国民と連帯した運動を広げることが必要です。その条件はできつつあります。

北海道は、石狩市、新得町に続いて苫小牧市、帯広市で条例実現を視野に入れるところまでできています。改革本部のみなさんや全国各地には、それぞれの事情があると思います。しかし、それを跳ね返して「日本は一つ」「手話言語法制定は、ろう者の基本的人権と完全参加と平等への道」道なき道を切り開いてきた「確信の道」を全国津々浦々に！

日本は変えられる、チャンスは、今でしょう！  
全力を尽くせ！

全国47都道府県の眠っている魂を揺り動かしましょう！

闘いなしに生きられない、この宿命を胸に、誇りをかけた闘いに今こそ全力を尽くせ！迷っている場合ではない、ぼやいている場合ではない、後悔しますよ！やってきた結果の善し悪しよりやらなかった後悔は後々に響きますよ！共に頑張りましょう！声なき拳の叫びを一つに！

2014年1月29日早朝

手話言語法推進運動本部の皆様へ

北海道ろうあ連盟 理事長 蠣崎日出雄

市長の部屋/市長からのメッセージ

(平成25年12月18日)

田岡克介石狩市長の一文を抜粋します。

東京秋葉原で開催された手話言語条例シンポジウム、情報アクセシビリティフォーラムは、刺激的でした。担当職員と共に、知りえなかった世界への初参加による驚きと、震えるような高揚感、期待されていることの重圧感、私たちに少なからず、この会場と共感すべきものを強く意識することになりました。

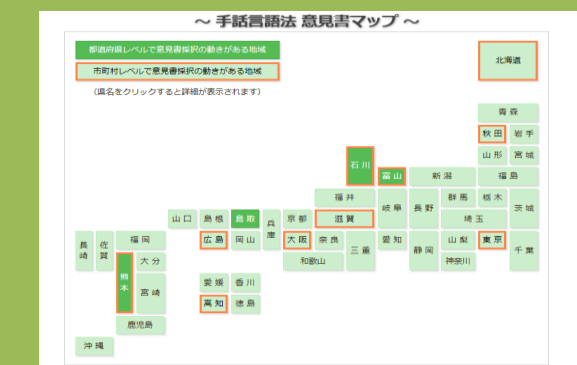
## 手話言語法や条例のポイント！

手話言語法や条例は情報コミュニケーション法と違い手話を身につけることや学習することなどに重きをおいています。

特に条例を作るときは福祉行政の理解だけでなく教育行政の関係者にも理解をもとめることが重要です！

## 連盟HPを見てね！

意見書採択や条例の様子がわかるように日本地図にしてHPに載せています。地名をクリックすると詳細が読めます。



条例（県レベル）のモデル案も連盟HPで発表しました。参考にみてください。